

「東京都動物愛護管理推進計画」の概要

- 動物愛護管理法の改正 (H17.6)
 - 国の基本指針に基づく都道府県の計画策定が義務化
- 東京都動物愛護管理審議会答申 (H18.12)
 - 「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」

計画の基本的考え方

<計画策定の趣旨>

動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向けて、都が取り組む具体的な計画として策定

<性格>

- 動物愛護管理法第6条及び動物愛護管理条例第2条に基づく計画
- 東京都動物愛護推進総合基本計画（平成15年度策定）を見直し、再構築したもの
- 動物愛護管理に関わる様々な主体の共通の行動指針

<期間>

- 平成19～28年度（5年後を目途に見直し）

<基本方針>

☆人と動物との調和のとれた共生社会の実現

「家族の一員から地域の一員へ」

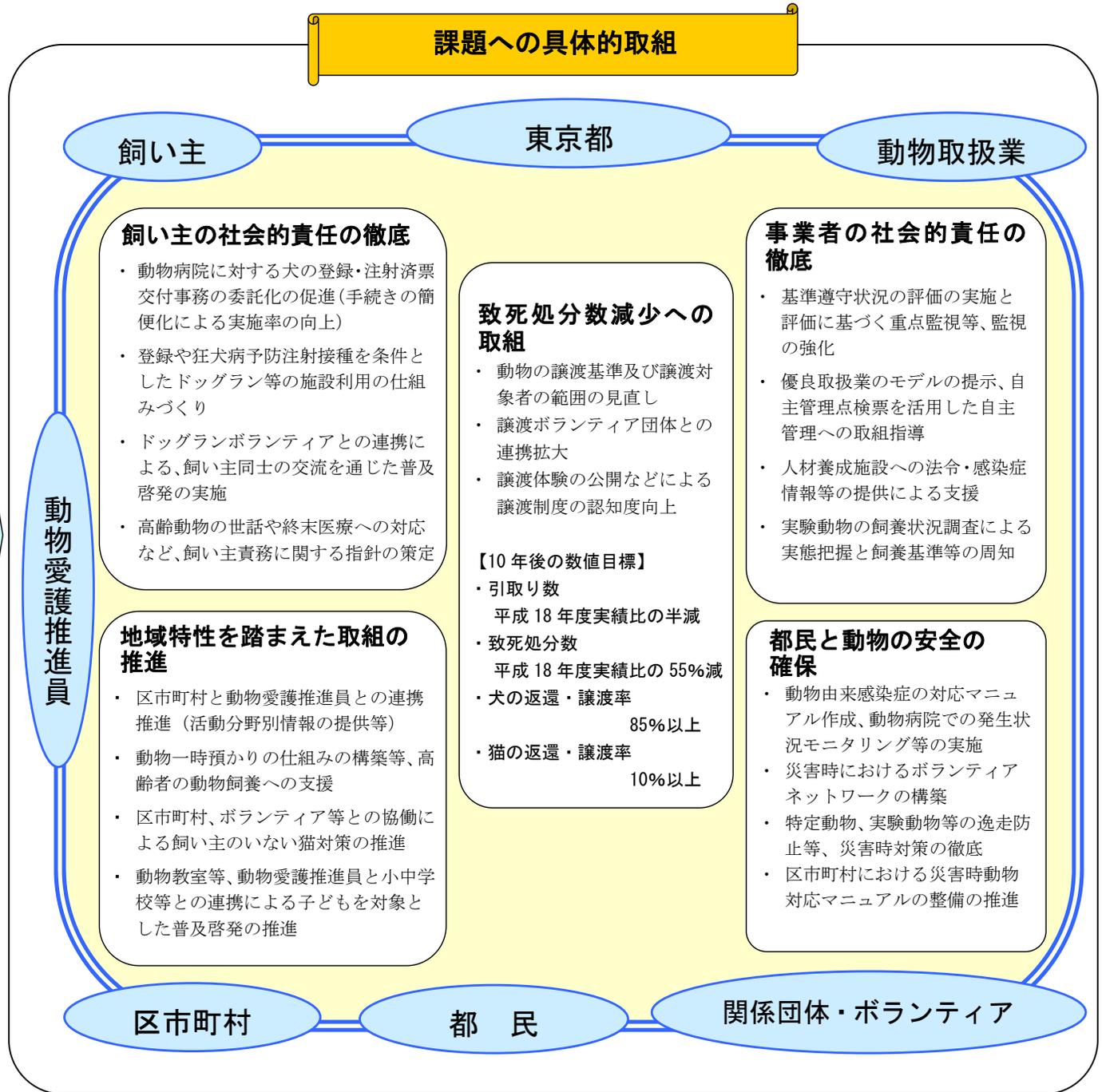
動物と地域社会が深くかかわり合い、動物愛護管理の推進と地域コミュニティの活性化が相まって発展していく社会の実現

☆連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関わる各主体の連携・協働による取組を推進

☆施策展開の方向

動物愛護管理審議会答申によって提示された5つの主な課題を基本的枠組みとして、従来の計画を見直し、新たな取組を加えて計画化。主な施策には年次計画を設定



人と動物との調和のとれた共生社会の実現

東京都における動物愛護管理事務の実施体制

保健所 設置 区市

犬の登録・
狂犬病予防注射
動物愛護と
適正飼養の
普及啓発

苦情・相談
飼い主指導
飼い主のいない
猫対策
畜舎の許可

東京都動物愛護相談センター

本所

動物愛護と適正飼養の普及啓発
犬猫の引取り 犬の捕獲・収容
負傷動物の収容 犬猫の譲渡
動物取扱業の登録・監視指導
特定動物の許可・監視指導
苦情・相談

多摩支所

動物愛護と適正飼養の普及啓発
犬猫の引取り 犬の捕獲・収容
負傷動物の収容・治療 犬猫の譲渡
動物取扱業の登録・監視指導
特定動物の許可・監視指導
苦情・相談 飼い主指導
畜舎の許可（市町村）

城南島出張所

動物愛護と適正飼養の普及啓発 犬猫の引取り 犬の捕獲・収容
負傷動物の収容・治療 動物取扱業の登録・監視指導
特定動物の許可・監視指導 苦情・相談 動物由来感染症調査・措置等
危機管理対応 最終処分

市町村

犬の登録・
狂犬病予防注射
動物愛護と
適正飼養の
普及啓発

苦情・相談
飼い主のいない
猫対策

動物愛護推進員

東京都が委嘱

平成24年4月現在 313名

地域での動物愛護を推進するために、普及啓発を基本として活動するボランティア

地域、学校等での普及啓発

地域の飼い主のいない猫への不妊去勢手術

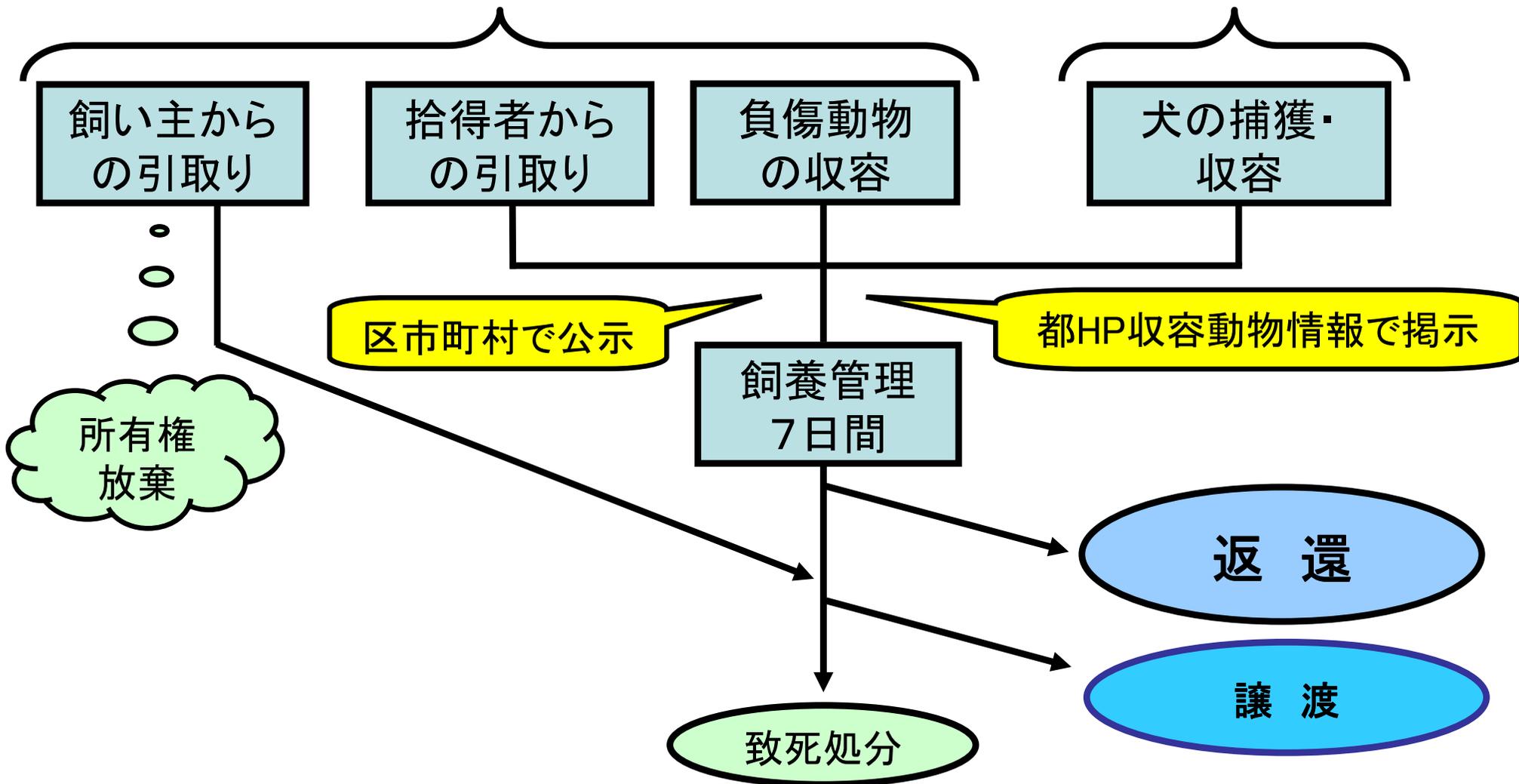
譲渡の斡旋

適正な飼養方法の助言 など

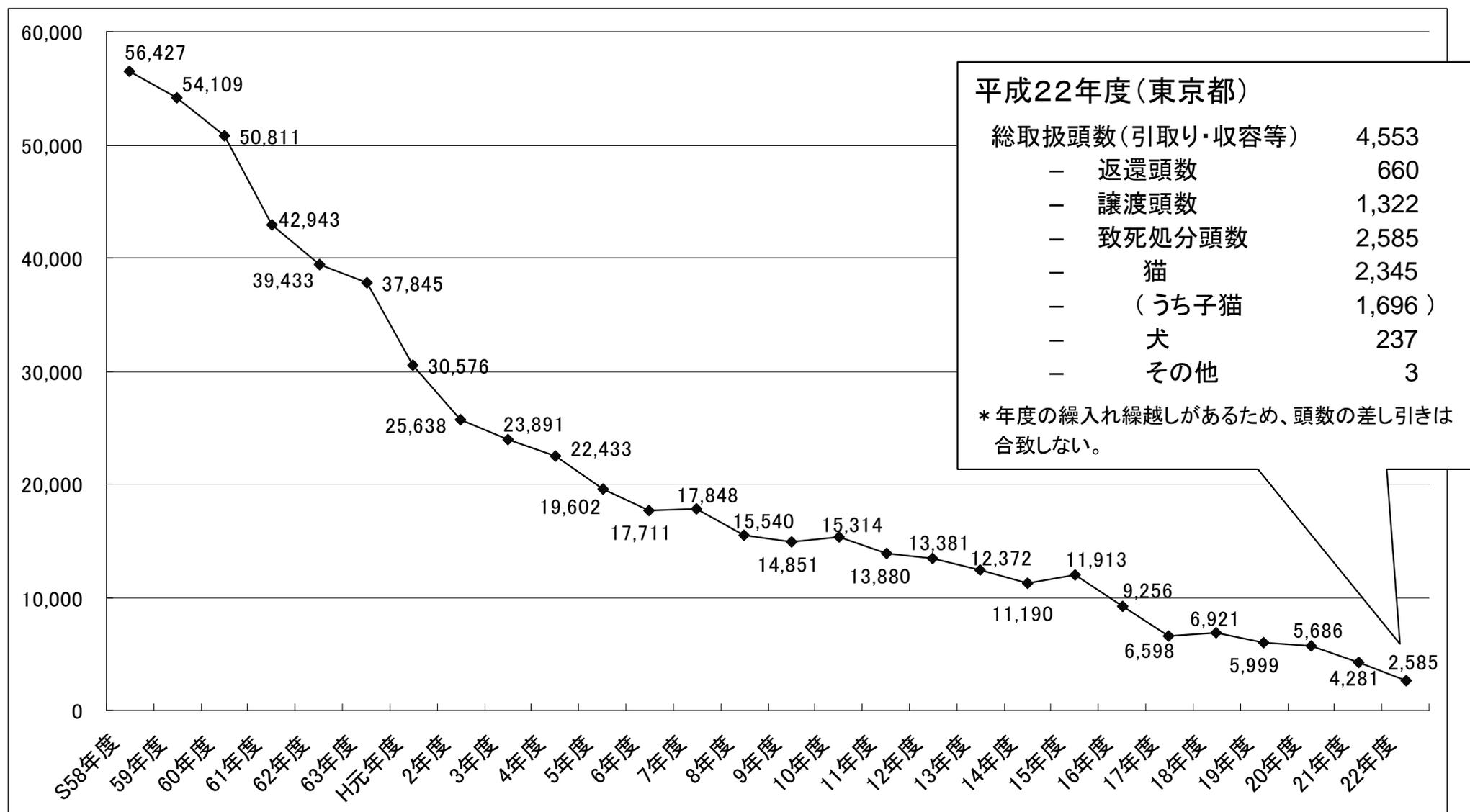
東京都における動物の保護管理の流れ

動物愛護管理法
動物愛護管理条例

狂犬病予防法
動物愛護管理条例



①東京都における犬猫等の致死処分数の推移



② 致死処分数減少への取組

動物の引取数の減少、致死処分数の減少、返還譲渡率の増大を図る。

指 標	18年度 実績値	目標 (28年度)	22年度 実績値
動物の引取数	7,672頭	半減	3,767頭 (▲51.9%)
動物の致死処分数	6,921頭	55% 削減	2,585頭 (▲62.6%)
犬の返還・譲渡率	81.5%	85%以上に 増加	84.2%
猫の返還・譲渡率	3.1%	10%以上に 増加	25.6%

犬の登録、狂犬病予防注射の実施状況

【東京都】

年度	登録頭数	予防注射頭数	接種率
平成18年度	433,537	322,689	74.4%
平成19年度	454,673	343,223	75.5%
平成20年度	472,283	353,647	74.9%
平成21年度	487,902	366,352	75.1%
平成22年度	500,646	370,648	74.0%

【全 国】

年度	登録頭数	予防注射頭数	接種率
平成18年度	6,635,807	4,910,047	74.0%
平成19年度	6,739,716	5,097,615	75.6%
平成20年度	6,804,649	5,091,515	74.8%
平成21年度	6,880,844	5,112,401	74.3%
平成22年度	6,778,141	4,962,216	73.2%

(厚生労働省統計)

東京都における動物取扱業者の登録・監視指導状況

動物取扱業登録施設数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
動物取扱業登録施設数	1,854	2,799	3,198	3,503	3,795
動物取扱業種別数	2,746	4,079	4,599	5,002	5,371
販売業	1,023	1,531	1,715	1,864	1,976
保管業	1,318	1,867	2,115	2,295	2,485
展示業	80	129	151	167	181
貸出業	100	151	159	175	183
訓練業	225	401	459	501	546

※ 平成 18 年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正施行により、動物取扱業が登録制になり業の範囲も見直された。
動物取扱責任者を、事業所ごとに配置することが義務付けられた。

動物取扱業監視指導状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
監視件数	2,939	2,299	1,708	1,617	1,616	
行政処分	注意指導書交付数	21	38	29	17	6
	勧告命令	1	0	0	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	登録拒否	0	0	1	0	0

東京都における猫の適正飼養対策

飼い猫対策

- ・屋内飼養
- ・身元表示
- ・繁殖制限(不妊去勢手術)

飼い主のいない猫対策

【「飼い主のいない猫対策」の基本的な考え方】

- ①猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むものであること
- ②飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組むものであること
- ③猫の問題を地域の問題として住民が主体的に取り組むものであること
- ④地域の飼い主が猫を適正飼養していくことが前提となること
- ⑤地域の実情に応じたルールをつくって取り組むものであること
- ⑥猫が好きではない人や猫をはじめ動物を飼養していない人の立場を尊重するものであること

東京都では、身近な行政窓口として、飼い主のいない猫対策に取り組む区市町村への支援を強化するため、

- ①財政的補助や、②技術的支援を行い、飼い主のいない猫対策を推進しています。

医療保健政策区市町村包括補助事業

- ・東京都指定事業メニューのうち、「飼い主のいない猫対策」等の事業費補助(平成19年度開始)
- ・平成22年度実績：27区市町村

飼い主のいない猫との共生支援事業

- ・支援対象：地域住民の活動を支援する区市町村
- ・支援内容：①専門的助言及び資料提供、②講習会等への講師派遣、③不妊去勢手術の実施(年間50頭程度)
- ・平成22年度実績：5件(4区市)

東京都における危機管理対策

動物由来感染症対策

- ・動物由来感染症発生時対応マニュアル(平成18年2月策定)
- ・東京都動物由来感染症検討会による事業検討と評価
- ・病原体保有状況調査等(動物愛護相談センター、保健所、健康安全研究センター)

狂犬病発生時対応

- ・狂犬病発生時対応マニュアル(平成19年9月策定、平成21年3月改定)
- ・狂犬病発生時対応訓練の実施(平成20年度から)
- ・区市町村との連携強化(情報交換会等における情報共有等)

収容動物、動物取扱業等の病原体保有状況調査

- ・サルモネラ、トキソプラズマ、クラミジア、寄生虫、ブルセラ等

感染症サーベイランス

- ・ウエストナイル熱

災害時の動物救護対策

- ・(公社)東京都獣医師会と災害時の動物救護活動に関する協定締結(平成23年3月)
- ・災害時の動物救護機能等の強化(地域防災計画を踏まえた体制整備、区市町村支援)
- ・危険動物の逸走時対策等(地域防災計画を踏まえた体制整備)

地域防災計画に基づく東京都における災害時動物救護体制 (全体像)

